

**新型コロナウイルスの影響を踏まえた  
令和4年度スポーツ少年団登録（更新登録）に係る緩和措置について**

**1. 令和4年度緩和措置**

令和3年度に引き続き、全ての更新登録単位スポーツ少年団を対象に、「スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする。

ただし、その場合、登録者（指導者、役員およびスタッフ）のうち少なくとも1名<sup>※1</sup>または2名<sup>※2</sup>が、令和4年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了する必要がある。

※1：「スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者」が1名の場合

※2：「スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者」がいない（0名）場合

**2. 令和4年度緩和措置の理由**

新型コロナウイルスの影響により、令和2年度スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会が中止となった。

このため、令和3年度から同講習会の開催が実質的にスタートしたが、感染拡大第5波の影響により急速オンライン開催へ変更したコースがあるなど、受講希望者に十分な機会を設けられていない可能性があり、令和4年度のスポーツ少年団登録手続き時に、「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」を2名以上登録させることができない（つまり団として登録ができない）単位スポーツ少年団が発生し得る事態となっている<sup>※3</sup>。

※3：令和3年度スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会を受講できなかった場合、本来であれば令和3年度に当該講習会を受講し修了した指導者をもって令和4年度に更新登録を行う予定であった単位スポーツ少年団が、更新登録できなくなることが生じ得る。

**3. 根拠規程**

**(1) スポーツ少年団登録規程（一部抜粋）**

- 第3条 登録は、日本スポーツ少年団が別に定める要件を具備したのもをもって、市区町村スポーツ少年団から都道府県スポーツ少年団を通じ、日本スポーツ少年団へ、各スポーツ少年団単位で申請する。
2. 前項の登録にあたっては、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団および日本スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。

**(2) スポーツ少年団登録規程施行細則（一部抜粋）**

第2条 スポーツ少年団登録規程第3条に関しては次の通りとする。

3. 単位スポーツ少年団は、原則として別表に定めるとおり、団員10名以上と指導者2名以上で構成される。また、20歳以上の指導者、役員およびスタッフのうち計2名以上の登録を必須とする。
4. 前項における指導者は、少なくともその2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者〔令和元(2019)年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者またはスタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者〕としなければならない。

＜中略＞

附則17

2. 第2条第4項は、令和4年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の(1)または(2)を満たす必要がある。

(1) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合

この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、令和4年度までにスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

(2) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0名）場合

指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、令和4年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

※各種規程の全文は公益財団法人日本スポーツ協会ホームページをご参照ください。

URL：<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid302.html>（公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ）